

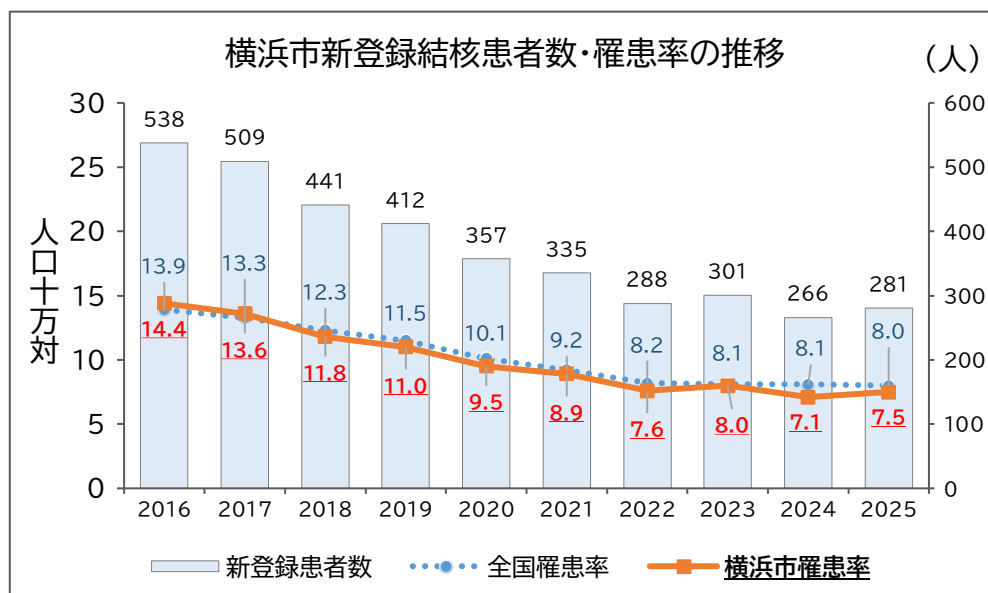
横浜市結核通信

発行 2026年9月
担当 横浜市医療局健康安全課
健康危機管理係 結核担当
電話 045(671)2729

横浜市も全国と同様、新登録結核患者数は減少傾向

横浜市の2025年1月1日～12月31日に新たに登録された結核患者数は**281人**で、長期的には減少傾向にありますが、昨年はわずかに増加し、結核罹患率(※1)は**7.5**でした。

現在も1日に約0.8人が結核として報告されています。



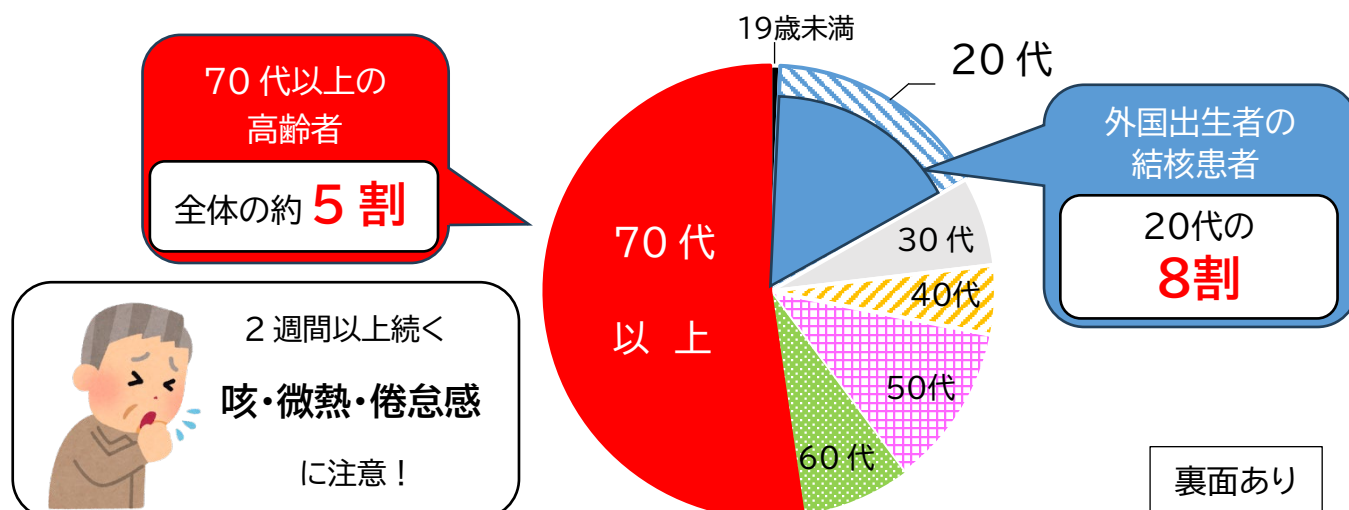
※1 罹患率:1年間の新登録結核患者数を人口10万対で表したもの

横浜市の結核は、70歳以上の高齢者と外国出生者に多い

2025年における、70歳以上の高齢者の新登録結核患者数は、147人でした。高齢者は典型的な症状・画像所見を示さないこともあり、診断の遅れにつながるため、まずは結核を疑うことが重要です。

近年では、外国出生者の占める割合が増加しており、2025年は60人で、全体の21.4%を占めています。特に20代では、外国出生者の割合が80%を占めており、その傾向が顕著となっています。

横浜市新登録結核患者数 年代別割合





結核を疑ったら、画像検査と喀痰検査を実施してください

喀痰検査は、1日1回、連続して3日間の「塗抹検査」及び「培養検査」の実施をお願いします。

結核の疑いが濃厚な場合には、「核酸増幅法検査」を追加してください。



結核治療中は、菌陰性化の確認をお願いします

「結核医療の基準」(※3)には、「治療効果の判定にあたっては、結核菌培養検査の成績を重視する」と記載されています。

結核治療中は、定期的な菌検査の実施とともに、菌陰性化の確認をお願いします。

※3 平成21年厚生労働省告示第16号、令和7年3月27日付一部改正



各種届出等について

提出先は で検索！



発生届

結核と診断した場合には、直ちに感染症サーベイランスシステム(NESID)に入力、または最寄りの区福祉保健センター健康づくり係へFAXにより届出をしてください。

入退院届

結核患者が入院および退院した場合、7日以内に最寄りの区福祉保健センター健康づくり係に提出してください。

結核指定医療機関に関する届出

新規申請や辞退、指定内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

詳細は、横浜市HPをご確認ください。



結核定期健康診断の実施と報告をお願いします

感染症法第53条の2、第53条の7により、事業者は、毎年、結核に関わる定期の健康診断を実施し、保健所に報告する必要があります。

対象者：病院、診療所、助産所、介護医療院、
介護老人福祉施設、社会福祉施設の従事者

提出先：所在地の区福祉保健センター 健康づくり係
提出方法：郵送、FAX、電子申請



*各種様式のダウンロードは、横浜市HPをご確認ください。(で検索)。